

関自旅二第497号の2 令 和 4 年 7 月 1 日

一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関東運輸局長(公印省略)

「特定地域における適正と考えられる車両数について(平成27年8月 10日付け関東運輸局長公示)」の廃止について

令和4年6月30日付けで南多摩交通圏の特定地域の指定が解除され、管内に特定地域の指定を受けた地域がなくなることから、同日付をもって平成27年8月10日付け公示「特定地域における適正と考えられる車両数について」を廃止するので了知されたい。







関自旅二第583号の3 平成27年8月10日

般社団法人 全国個人タクシー協会



特定地域における適正と考えられる車両数について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し 周知されたい。



公 示

特定地域における適正と考えられる車両数について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号)における特定地域の適正と考えられる車両数(以下「適正車両数」という。)を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年8月10日

関東運輸局長 濱 勝俊

記

別添のとおりとする。

附則(平成28年7月15日 一部改正)

1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。

附則(平成31年4月11日 一部改正)

1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。

附則(令和2年4月1日 一部改正)

1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。

特定地域における適正車両数

1. 法人タクシー

都道 営業区域		適正車同		特定地域指定 日現在の車両	の車両数と適正車両	特定地域指定日現在の車両数と適正車両
府県	(交通圏)	上限	下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)
東京都	南多摩交通圏	1,214	1,057	1,240	2.1	14.8

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーを除く。)の数である。

2. 個人タクシー

都道			適正車両数(両)		の車両数と適正車両	特定地域指定日現在の車両数と適正車両	
府県	(交通圏)	上限	下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)	
東京都	南多摩交通圏	264	230	269	1.9	14.5	

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーに限る。)の数である。

*1・・・・・東京都南多摩交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

1. 算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ× 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。 (小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

一般タクシー

		輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
都道 府県	営業区域 (交通圏)	平成25年度 総実車キロ	平均対前	平均総走行キロ	平成13年	平均延実働	実賃	動率
		(京浜交通圏以 外は平成26年	年度比率*1	*2	度実車率	車両数*3	上限値*4	下限値*4
東京都	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1・・・・・「平均対前年度比率」は、平成21年度から平成26年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2・・・・・「平均総走行キロ」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロの平均値
- *3・・・・・「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における延実働車両数の平均値
- *4・・・・・実働率の「上限値」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値 実働率の「下限値」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値
- *5・・・・・乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率 乖離率の「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

改正	現行
公 示	公示
特定地域における適正と考えられる車両数について	・ 特定地域における適正と考えられる車両数について
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)における特定地域の適正と考えられる車両数(以下「適正車両数」という。)を算定したので下記のとおり公示する。なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)における特定地域の適正と考えられる車両数(以下「適正車両数」という。)を算定したので下記のとおり公示する。なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。
平成27年8月10日	平成27年8月10日
関東運輸局長濱 勝俊	関東運輸局長濱 勝俊
記	記
別添のとおりとする。	別添のとおりとする。
	附則(平成28年7月15日 一部改正) 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。
附則(平成31年4月11日 一部改正) 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。	附則(平成31年4月11日 一部改正) 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。
附則(令和2年4月1日 一部改正) 1 本公示は、令和2年4月1日 から適用する。	
L	(はなら かっかい) トレフレーブ キャッハ

(傍線の部分は改正部分)

(別添)

改正

(別添)

特定地域における適正車両数

現行

特定地域における適正車両数

1. 法人タクシー

都道 営業区域 府県 (交通圏)	適正車両	両数(両)	日現在の車両	の車両数と適正車両	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両	
	(交通圏)	上限	下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)
東京都	南多摩交通圈	1,214	1,057	1,240	2.1	14.8

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーを除く。)の数である。

2. 個人タクシー

都道	都道 営業区域 府県 (交通圏)		両数(両)	日現在の車両	の車両数と適正車両	特定地域指定日現在の車両数と適正車両	
府県			下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)	
東京都	南多摩交通圈	264	230	269	1.9	14.5	

1. 法人タクシー

都道	営業区域	適正車両	场数(両)	特定地域指定 日現在の車両	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両 数(下限)との乖離率 (%)	
府県	(交通圏)	上限	下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)		
東京都	南多摩交通圈	1,214	1,057	1,240	2.1	14.8	
<u> 千葉県</u>	京葉交通圏	1,453	1,287	<u>1,514</u>	4.0	<u>15.0</u>	
	東葛交通圏	<u>996</u>	<u>885</u>	1,087	<u>8.4</u>	<u>18.6</u>	
	壬葉交通圏	1,085	<u>964</u>	1,363	<u>20.4</u>	<u>29.3</u>	
埼玉県	<u>県南中央交通圏</u>	<u>2,399</u>	<u>2,132</u>	<u>2,524</u>	<u>5.0</u>	<u>15.5</u>	
<u>栃木県</u>	宇都宮交通圏	<u>643</u>	<u>571</u>	<u>844</u>	<u>23.8</u>	32.3	

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーを除く。)の数である。

2. 個人タクシー

都道	営業区域	適正車両数(両)		特定地域指定 日現在の 車 両	の車両数と適正車両	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両	
府県	(交通圏)	上限	下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)	
東京都	南多摩交通圈	264	230	269	1.9	14.5	
<u>千葉県</u>	京葉交通圏	<u>358</u>	<u>317</u>	<u>372</u>	3.8	<u>14.8</u>	
	東葛交通圏	<u>80</u>	<u>71</u>	<u>87</u>	<u>8.0</u>	<u>18.4</u>	
	壬葉交通置	<u>212</u>	<u>189</u>	<u>266</u>	<u>20.3</u>	<u>28.9</u>	
<u>埼玉県</u>	<u>県南中央交通圏</u>	<u>120</u>	<u>107</u>	<u>126</u>	4.8	<u>15.1</u>	

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーに限る。)の数である。

*1・・・・・東京都南多摩交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

栃木県 宇都宮	交通圏	47	42	<u>61</u>	23.0	31.1
1 100 1 T BE D		*		<u>***</u>	2.7.0	91.1

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーに限る。)の数である。

*1 ····・東京都南多摩交通圏、<u>千葉県京葉交通圏、同東葛交通圏、同千葉交通圏、埼玉県県南中央交通圏</u> 及び栃木県宇都宮交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

(別紙)

1. 算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ× 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タシンーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定 方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。 (小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

一般タクシー

		輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
都道 府県	営業区域 (交通圏)			平均総走行キロ	平成13年	平均延実働	実働率	
		(京浜交通圏以 外は平成26年	年度比率*1	*2	度実車率	東両数+3	上限值*4	下限值*4
東京都	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92

削除

現行

(別紙)

1. 算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ× 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。 (小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

①一般タクシー

		輸送需要	量の算定	適正車両数の算定					
都道 府県	営業区域 (交通圏)	平成25年度	平均対前	平均能走行キロ	平成13年	平均延実働	実働率		
		総実東キロ	年度比率*1	*2	度実東率	車両数+3	上限值*4	下限值*4	
東京都	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92	
壬葉県	京 葉	<u>38,411,134</u>	0.99	<u>85,359,762</u>	0.49	<u>467,286</u>	0.80	0.90	
}	東 茲	<u>25,216,893</u>	0.98	<u>56,796,767</u>	0.49	<u>325,602</u>	0.80	0.90	
	五 葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	<u>0.80</u>	0.90	
埼玉県	显菌史史	<u>54,510,155</u>	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90	
栃木県	宇 都 宮	14,029,333	0.99	<u>30,828,025</u>	<u>0.51</u>	<u>214,645</u>	0.80	0.90	

②その他ハイヤー

		適正車両数の算定					
都道 府吳	営業区域 (交通圏)	平成26年1月27日現在の	乖離率				
		その他ハイヤー車両数	上限*5	下限*5			
<u>千葉県</u>	京 葉	9	0.04	<u>0.15</u>			
	東 茲	1	0.10	0.20			
	壬 筮	<u>28</u>	0.21	0.29			
埼玉県	竖	<u>17</u>	0.09	0.19			

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は ・致しないことがある。

- *1・・・・・「平均対前年度比率」は、平成21年度から平成26年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2・・・・・「平均総走行キロ」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロの平均値
- *3・・・・・「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における延実働車両数の平均値
- *4・・・・・実働率の「上限値」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値 実働率の「下限値」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は ・致しないことがある。

- *1・・・・・「平均対前年度比率」は、平成20年度から平成25年度における総実車キロの対前年度比率の平均値 (京浜交通圏以外は、平成21年度から平成26年度)
- *2・・・・「平均総走行キロ」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロの平均値 (京浜交通圏以外は、平成22年度から平成26年度)
- *3・・・・「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における延実働車両数の平均値 (京浜交通圏以外は、平成22年度から平成26年度)
- *4・・・・実働率の「上限値」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値 実働率の「下限値」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値

改正	現行			
公 示	公 示			
特定地域における適正と考えられる車両数について	特定地域における適正と考えられる車両数について			
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)における特定地域の適正と考えられる車両数(以下「適正車両数」という。)を算定したので下記のとおり公示する。なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。	と 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性に関する特別措置法(平成21年法律第64号)における特定地域の適正と考えらる車両数(以下「適正車両数」という。)を算定したので下記のとおり公示する。なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。			
平成27年8月10日	平成27年8月10日			
関東運輸局長濱 勝俊	関東運輸局長濱 勝俊			
記	記			
別添のとおりとする。	別添のとおりとする。			
·				
附則(平成28年7月15日 一部改正) 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。	附則(平成28年7月15日 一部改正) 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。			
<u>附則(平成31年4月11日 一部改正)</u> 1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。				
	(傍線の部分けみ正部分)			

(傍線の部分は改正部分)

(別添)

現行

特定地域における適正車両数

(別添)

特定地域における適正車両数

1. 法人タクシー

都道	営業区域	適正車両	5数(両)	特定地域指定 日現在の車両	の車両数と適正車両	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両	
府県	(交通圏)	上限	下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)	
東京都	南多摩交通圈	1,214	1,057	1,240	2.1	14.8	
千葉県	京葉交通圏	1,453	1,287	1,514	4.0	15.0	
	東葛交通圏	996	885	1,087	8.4	18.6	
	千葉交通圏	1,085	964	1,363	20.4	29.3	
埼玉県	県南中央交通圏	2,399	2,132	2,524	5.0	15.5	
栃木県	宇都宮交通圏	643	571	844	23.8	32.3	

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーを除く。)の数である。

2. 個人タクシー

都道	営業区域	適正車両数(両)		特定地域指定 日現在の車両	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両	の車両数と適正車両	
府県	(交通圏)	上限	下限	数, *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)	
東京都	南多摩交通圈	264	230	269	1.9	14.5	
千葉県	京葉交通圏	358	317	372	3.8	14.8	
	東葛交通圏	80	71	87	8.0	18.4	
	千葉交通圏	212	189	266	20.3	28.9	

1. 法人タクシー

都道	営業区域	適正車両	可数(両)	特定地域指定 日現在の車両	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両	の車両数と適正車両	
府県	(交通圏)	上限	下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)	
東京都	南多摩交通圈	1,214	1,057	1,240	2.1	14.8	
神奈川県	京浜交通圏	6,379	5,509	6,894	7.5	20.1	
千葉県	京葉交通圏	1,453	1,287	1,514	4.0	15.0	
	東葛交通圏	996	885	1,087	8.4	18.6	
	千葉交通圏	1,085	964	1,363	20.4	29.3	
埼玉県	県南中央交通圏	2,399	2,132	2,524	5.0	15.5	
栃木県	宇都宮交通圏	643	571	844	23.8	32.3	

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーを除く。)の数である。

2. 個人タクシー

都道	営業区域	適正車両数(両)		特定地域指定 日現在の車両	の車両数と適正車両		
府県	(交通圏)	上限	下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)	
東京都	南多摩交通圈	264	230	269	1.9	14.5	
神奈川県	京浜交通圏	. 1,980	1,710	2,139	7.4	20.1	
千葉県	京葉交通圏	358	317	372	3.8	14.8	
	東葛交通圏	80	71	87	8.0	18.4	

埼玉県	県南中央交通圏	120	107	126	4.8	15.1
栃木県	宇都宮交通圏	47	42	61	23.0	31.1

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーに限る。)の数である。

*1 ····・東京都南多摩交通圏、千葉県京葉交通圏、同東葛交通圏、同千葉交通圏、埼玉県県南中央交通圏 及び栃木県宇都宮交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

	千葉交通圏	212	189	266	20.3	28.9
埼玉県	県南中央交通圏	120	107	126	4.8	15.1
栃木県	宇都宮交通圏	47	42	61	23.0	31.1

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーに限る。)の数である。

*1・・・・・神奈川県京浜交通圏の特定地域指定日は平成27年8月1日 東京都南多摩交通圏、千葉県京葉交通圏、同東葛交通圏、同千葉交通圏、埼玉県県南中央交通圏 及び栃木県宇都宮交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

(別紙)

1. 算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ× 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特指法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて資定したものである。

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。 (小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

①一般タクシー

		輸送需要	量の算定	適正車両数の算定				
都道 府県	営業区域 (交通圏)	平成25年度 総実車キロ	平均対前	平均総走行キロ	平成13年	平均延実働	実例	协率
		(京浜交通圏以 外は平成26年	年度比率*1	*2	度実車率	車両数*3	上限値*4	下限值*4
東京都	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92
千葉県	京 葉	38,411,134	0.99	85,359,762	0.49	467,286	0.80	0.90
	東葛	25,216,893	0.98	56,796,767	0.49	325,602	0.80	0.90
	千 葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	0.80	0.90
埼玉県	県南中央	54,510,155	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90
栃木県	宇都宮	14,029,333	0.99	30,828,025	0.51	214,645	0.80	0.90

②その他ハイヤー

		適正車	適正車両数の算定					
都道 府県	営業区域 (交通圏)	平成26年1月27日現在の	乖離率					
		その他ハイヤー車両数	上限*5	下限*5				
千葉県	京 葉	9	0.04	0.15				
	東葛	1	0.10	0.20				
	千 葉	28	0.21	0.29				

現行

(別紙)

1. 算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ× 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定 方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。 (小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

①一般タクシー

		輸送需要	量の算定	適正車両数の算定				
都道 府県	営業区域 (交通圏)	平成25年度	平均対前	平均総走行キロ	平成13年	平均延実働	実働率	
		総実車キロ	年度比率*1	*2	度実車率	車両数*3	上限值*4	下限值*4
東京都	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92
神奈川県	京 浜	176,946,412	0.97	460,079,064	0.44	2,201,518	0.80	0.93
千葉県	京 葉	38,411,134	0.99	85,359,762	0.49	467,286	0.80	0.90
	東葛	25,216,893	0.98	56,796,767	0.49	325,602	0.80	0.90
	千 葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	0.80	0.90
埼玉県	県南中央	54,510,155	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90
栃木県	宇都宮	14,029,333	0.99	30,828,025	0.51	214,645	0.80	0.90

②その他ハイヤー

			適正車両	適正車両数の算定					
都道 営業区域 府県 (交通圏)			平成26年1月27日現在の	乖離率					
	7777		その他ハイヤー車両数	上限*5	下限*5				
神奈川県	京	浜	40	0.10	0.22				
千葉県	京	葉	9	0.04	0.15				
	東	葛	1	0.10	0.20				

埼玉県	県南中央	17	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1・・・・・「平均対前年度比率」は、平成21年度から平成26年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2・・・・・「平均総走行キロ」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロの平均値
- *3・・・・・「平均延実側車両数」は、平成22年度から平成26年度における延実側車両数の平均値
- *4・・・・・実働率の「上限値」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値 実働率の「下限値」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値

	千 葉	28	0.21	0.29
埼玉県	県南中央	17	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1・・・・「平均対前年度比率」は、平成20年度から平成25年度における総実車キロの対前年度比率の平均値 (京浜交通圏以外は、平成21年度から平成26年度)
- *2・・・・「平均総走行キロ」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロの平均値 (京浜交通圏以外は、平成22年度から平成26年度)
- *3・・・・「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における延実働車両数の平均値 (京浜交通圏以外は、平成22年度から平成26年度)
- *4・・・・・実働率の「上限値」は80%又は平成13年度値のいずれか低い教値 実働率の「下限値」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値

改正	現行
公示	公 示
特定地域における適正と考えられる車両数について	特定地域における適正と考えられる車両数について
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)における特定地域の適正と考えられる車両数(以下「適正車両数」という。)を算定したので下記のとおり公示する。なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)における特定地域の適正と考えられる車両数(以下「適正車両数」という。)を算定したので下記のとおり公示する。なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。
平成27年8月10日	平成27年8月10日
関東運輸局長濱 勝俊	関東運輸局長濱 勝俊
 	記
別添のとおりとする。	別添のとおりとする。
附則(平成28年7月15日 一部改正) 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。	

(傍線の部分は改正部分)

(別添)

現行

特定地域における適正車両数

(別添)

特定地域における適正車両数

1. 法人タクシー

都道	営業区域	適正車両	可数(両)	特定地域指定 日現在の車両	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両	
府県	(交通圏)	上限	下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)	
東京都	南多摩交通圈	1,214	1,057	1,240	2.1	14.8	
神奈川県	京浜交通圏	6,379	5,509	6,894	7.5	20.1	
千葉県	京葉交通圏	1,453	1,287	1,514	4.0	15.0	
	東葛交通圏	996	885	1,087	8.4	18.6	
	千葉交通圏	1,085	964	1,363	20.4	29.3	
埼玉県	県南中央交通圏	2,399	2,132	2,524	5.0	15.5	
栃木県	宇都宮交通圏	643	571	844	23.8	32.3	

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人ククシーを除く。)の数である。

2. 個人タクシー

都道	営業区域	適正車同	5数(両)	特定地域指定 日現在の車両	の車両数と適正車両	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両
府県	(交通圏)	上限	下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)
東京都	南多摩交通圈	264	230	269	1.9	14.5
神奈川県	京浜交通圏	1,980	1,710	2,139	7.4	20.1
千葉県	京葉交通圏	358	317	372	3.8	14.8
	東葛交通圏	80	71	87	8.0	18.4
	千葉交通圈	212	189	266	20.3	28.9
埼玉県	県南中央交通圏	120	107	126	4.8	15.1
栃木県	宇都宮交通圈	47	42	61	23.0	31.1

1. 法人タクシー

都道 府県	営業区域	適正車両数(両)		日現在の車両	の車両数と適正車両	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両	
	(交通圏)	上限	下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)	
神奈川県	京浜交通圏	6,379	5,509	6,894	7.5	20.1	

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーを除く。)の数である。

2. 個人タクシー

	営業区域	適正車両数(両)		日現在の車両	の車両数と適正車両		
	(交通圏)	上限	下限	数 *1	数(上限)との乖離率 (%)	数(下限)との乖離率 (%)	
神奈川県	京浜交通圏	1,980	1,710	2,139	7.4	20.1	

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人ククシーに限る。)の数である。

*1・・・・・神奈川県京浜交通圏の特定地域指定日は平成27年8月1日 東京都南多摩交通圏、千葉県京葉交通圏、同東葛交通圏、同千葉交通圏、埼玉県県南中央交通圏 及び栃木県宇都宮交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日 ※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人ククシーに限る。)の数である。

*1 ・・・・・神奈川県京浜交通圏の特定地域指定日は平成27年8月1日

(別紙)

()

1. 算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ×平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて賃定したものである。

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。 (小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

①一般タクシー

		輸送需要量の算定		適正車両数の算定					
都道 府県	営業区域 (交通圏)	平成25年度 総実車キロ	平均対前	平均総走行キロ	平成13年	平均延実働	実働率		
		(京浜交通圏以 外は平成26年	年度比率*1	*2	度実車率	車両数*3	上限値*4	下限值*4	
東京都	南多摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92	
神奈川県	京 浜	176,946,412	0.97	460,079,064	0.44	2,201,518	0.80	0.93	
千葉県	京 葉	38,411,134	0.99	85,359,762	0.49	467,286	0.80	0.90	
	東葛	25,216,893	0.98	56,796,767	0.49	325,602	0.80	0.90	
	千 葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	0.80	0.90	
埼玉県	県南中央	54,510,155	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90	
栃木県	宇都宮	14,029,333	0.99	30,828,025	0.51	214,645	0.80	0.90	

②その他ハイヤー

	営業区域 (交通圏)		適正車両数の算定					
都道 府県			平成26年1月27日現在の	乖的	ta:			
	その他ハイヤー車両数	その他ハイヤー車両数	上限*5	下限*5				
神奈川県	京海	÷	40	0.10	0.22			
千葉県	京業	April 1	9	0.04	0.15			
	東被	Ş	1	0.10	0.20			
	千 葉	/rm	28	0.21	0.29			
埼玉県	県 南 中	央	17	0.09	0.19			

現行

(別紙)

1. 算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ×平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー(タクシー特批法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と取成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定 方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。 (小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

①一般タクシー

		輸送需要量の算定		適正車両数の算定							
都道 府県	営業区域 (交通陶)				平成25年度	平均对前	平均総走行キロ	平成13年	平均延実働	実働率	
			総実車キロ	年度比率*1	*2	度実車率	車両数*3	上限値*4	下限值#4		
神奈川県	京	浜	176,946,412	0.97	460,079,064	0.44	2,201,518	0.80	0.93		

②その他ハイヤー

		適田車両数の原定				
都道 府県		平成26年1月27日現在の	派出	作率		
		その他ハイヤー車両数	上版*5	下限*5		
神奈川県	京 浜	40	0.10	0.22		

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1・・・・「平均対前年度比率」は、平成20年度から平成25年度における総実車キロの対前年度比率の平均値 (京浜交通圏以外は、平成21年度から平成26年度)
- *2・・・・「平均総走行キロ」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロの平均値 (京浜交通圏以外は、平成22年度から平成26年度)
- *3・・・・「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における延実働車両数の平均値 (京浜交通圏以外は、平成22年度から平成26年度)
- *4・・・・・実働率の「上限値」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値 実働率の「下限値」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1・・・・・「平均対前年度比率」は、平成20年度から平成25年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
- *2・・・・・「平均総走行キロ」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロの平均値
- *3・・・・・「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における延実働車両数の平均値
- *4・・・・・実働率の「上限値」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値 実働率の「下限値」は90%又は平成13年度値のいずれか高い数値